

同居家族等がいる場合の生活援助中心型算定に係る Q&A

※この Q&A は、あくまでも本市の考え方の方向性を示すものであり、各条件に該当すれば必ず生活援助中心型を算定できる若しくは該当しなければできないものではありませんのでご注意ください。

問 1

平成 19 年 12 月 20 日付厚生労働省老健局振興課発の事務連絡「同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取扱いについて」（介護保険最新情報 Vol.26）、平成 20 年 8 月 25 日付厚生労働省老健局振興課発の事務連絡「同居家族等がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助等の取扱いについて」（介護保険最新情報 Vol.41）及び平成 21 年 12 月 25 日付老振発 1224 第 1 号「同居家族がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助の取扱いについて」（厚生労働省老健局振興課長通知、介護保険最新情報 Vol.125）において、生活援助に係る介護（予防）給付について、同居家族等の有無のみを判断基準として、一律に給付費支給の可否を判断するべきではない旨が繰り返し謳われているところだが、「同居家族等」の明確な定義や範囲を教えてください。

（答）

「同居家族等」に関する定義や範囲につきましては、介護保険関係法令及び通知等では一切規定されておりませんが、本市の「同居家族等」がいるとみなす場合の考え方は以下のとおりです。

- ①住民票上の世帯に対象者以外の人登録されているか否かに関わらず、実際に生活をともにしている（一緒に暮らしている）人がある。（生計を同じくしているかは問わない。）
- ②2世帯住宅や集合住宅等同じ建物内に支援できる人が暮らしている。
- ③同じ敷地内（筆の同別に関わらず）の別棟に支援できる人が暮らしている。
- ④敷地は別だが隣の建物内（距離の離れている隣は問2の⑤の近所とみなす。）に支援できる人が暮らしている。

※①の「生活をともにしている人」及び②～④の「支援できる人」については、血縁関係を問わない。

問 2

同居家族等はいないが、比較的近くに家族や親族がいる場合の考え方を教えてください。

（答）

基本的に問1の①～④に該当する方がいらっしゃる場合については、適切なケアマネジメントのもと生活援助中心型の訪問介護サービスをお使いいただくことが可能です。

ただし、以下の場合については、なるべくで結構ですので、ご家族・ご親族様等のご協力を優先するようお願いします。

⑤近所に家族・親族が暮らしている。(徒歩3分～5分以内程度の距離)

⑥同一町内会や自治会、又はそれに準ずる程の距離に家族・親族が暮らしている。(徒歩5分～10分以内程度の距離)

⑦同一市内、又はそれに準ずる程の位置に家族が暮らしている。(車で20～30分以内程度の距離)

⑧隣接市町村内に家族が暮らしている。(車で30～40分程度の距離)

※⑤～⑧に該当する方がいらっしゃる場合につきましては、ご家族・ご親族にご協力をお願いできること以外の範囲で生活援助中心型を算定していただけると幸いです。この場合、ご家族・ご親族のライフサイクル等を記録しておいてください。

問3

問1の①～④に該当する方がいる場合については、生活援助中心型の算定はできないという認識でよろしいか。

(答)

基本的にはお見込みのとおりですが、例外的に本人又は同居家族等が障害・疾病により家事が困難な場合及び同様のやむを得ない事情により家事が困難な場合につきましては、生活援助中心型の算定が妥当であると判断できる場合があります。「同居家族等がいる場合の生活援助中心型算定に係るQ&A」を確認し、算定が可能か確認してください。確認した上でも、算定に悩まれる場合に関しては、必要書類をお持ちいただきご相談ください。

※同居家族等の有無のみを判断基準として、一律に給付費支給の可否を判断することはいたしません。

問4

問3に係る判断基準をご教示いただきたい。

(答)

それぞれが個別のケースであり、一概に判断基準をお示しすることは難しいところではありますが、同居家族等がいる場合の生活援助中心型を算定するには、基本的には算定できないとされているものを例外的・特例的に算定するものなので、誰が見ても納得のできる給付を目指しています。

※給付適正化の観点から給付の必要性について確認していただき、真に必要であると判断できるサービスについては、是非お使いいただくべきなので、算定を悩む場合についてはご相談下さい。

問 5

同居家族等が障害者手帳を持っている場合には生活援助中心型を算定することができるのか。

(答)

障害者手帳を持っていることのみをもって生活援助中心型の算定の可否を判断することはできません。

以下の場合、例外的に生活援助中心型サービスの算定が可能です。内容を詳細に伺いますので、きめ細かい状況把握をお願いします。

- ①障害者手帳の有無や障害認定（身体・知的・精神）だけで判断するものではなく、その障害に起因して実際に家事を行うことができない場合
- ②疾病に起因して実際に家事を行うことができない場合

問 6

問 3 の「同様のやむを得ない事情」とは例えばどのような事情を想定しているか。

(答)

「同様のやむを得ない事情」については、個別判断を要するものであるため、例え例示する内容と同じようなケースであっても、それをもって適正な給付であるとの判断がされるとは限りませんが、あくまでも方向性をお示しするための参考として捉えてください。

- ①同居家族等が高齢による筋力低下により、対象の家事を行うことが困難である場合（程度により判断が変わりますので、できる限り詳細な情報をご提供ください。）
- ②同居家族等の間に、今後の生活に影響を及ぼす程の深刻な問題があり、これに起因して対象の家事を行うことが困難である場合
- ③同居家族等が対象の家事を行うことで、介護疲れによる共倒れ等、深刻な問題が生じることが明らかである場合
- ④同居家族等が就労等により日中独居となり、必要な家事を行うことができない場合（問 8 参照）

※①～④は一例であり、これ以外のケースを排除するものではありません。

問 7

同居家族等が一切の協力を拒否した場合、問3における同様のやむを得ない理由に該当し、生活援助中心型サービスの算定が可能か。

(答)

この理由では、基本的に生活援助中心型サービスの算定は難しいものと考えます。

同居家族等の支援のあり方に関する本市の考え方としては、「やるか・やらないか」「したいか・したくないか」を支援者に問うものではなく、あくまでも客観的見地から「支援する力があるか・ないか」、現実的に「可能か・不可能か」を判断基準としており、「やってもらった方が楽」「やろうと思えばできる力はあるが、やってもらえるならそれに越したことはない」等「やる気の有無」や、「家事の経験がない」等「経験の有無」、「これまで行っていた家事をヘルパーに代行してもらいたい」等「本人や同居家族等の希望」といった理由は一切認められるものではありません。

問8

問6の④日中独居の場合の考え方をお示しいただきたい。

(答)

日中独居であることのみをもって問3の「同様のやむを得ない事情」に該当するものではありません。

以下の①～③について確認したうえで検討し、判断してください。

①同居家族等が日中不在によりできなくなる家事の種類

②同居家族等が不在の時間帯に行う必要性がある家事か

③代替サービスで補うことができない明確な理由があるか

※同居家族等の就労状況やライフスタイル等の詳細な情報を調べて判断してください。

- | | | |
|--------|-------|--------|
| ・職 種 | ・通勤方法 | ・勤務時間 |
| ・勤 務 地 | ・出勤時間 | ・休みの頻度 |
| ・勤務形態 | ・帰宅時間 | ・勤務頻度 |

問9

同居家族等が入院してしまった等、一時的に生活援助中心型サービスが必要になった場合の考え方を教えていただきたい。

(答)

同居家族等が一時的に家事を行うことが困難になった場合については、短期的に生活援助中心型サービスを導入することが可能です。算定可能期間や条件等は個別判断となります。

また、一時的に生活援助中心型サービスの利用が適正であると判断された方で、一時的に生活援助中心型サービスを利用しなければならない理由が止んだ場合については、サービス利用を停止していただきますので、導入前には利用者及びその家族等に説明しておいてください。

問 1 0

生活援助中心型サービスの算定に係る相談時に必要な資料は。

(答)

以下の資料をご提出ください。その他の資料につきましては、状況に応じてその都度提出をお願いします。

- ①ケアプラン第1表から第3表（予防の場合は予防支援計画書（利用頻度入））
- ②アセスメント時のフェイスシート
- ③「できること」「できないこと」の一覧表
- ④同居家族がいる場合の生活援助算定確認シート
- ⑤その他の資料

※①のケアプラン第1表及び第2表については現状のもの。第3表については赤字等で希望を反映したもの。

※③「できること」「できないこと」の一覧表については問11を参照。様式については自由様式ですが、市でも参考様式を作成してあります。

問 1 1

「できること」「できないこと」の考え方と、必要項目について教えていただきたい。

(答)

生活援助中心型サービスの算定については、本人や同居家族等がそれぞれ何をどれだけできるのか又はできないのかを明確にする必要があります。

掃除を例に考えてみると、テーブルの上ならば片付けることができるが、掃除機を使用することは困難なケースであれば、できる範囲である簡単な片付けについてはやっていただき、できない範囲の掃除機かけを生活援助中心型サービスでカバーするといったように、その方にとって必要なサービスの中でもどこまでできて、どこからができないのかによって適正な保険給付かの判断が変わってきます。そのため、市に相談する場合は「できること」「できないこと」の一覧表を作成していただき、できない場合については、どこからができないのか、またその詳細な理由を明らかにしていただきたいと思います。

【できること・できないことの項目】

大 項 目	確 認 項 目	確 認 対 象
健康チェック	安否確認	同居家族等
	顔色等のチェック	同居家族等
	換気	本人・同居家族等
	室温調整	本人・同居家族等
掃 除	軽微な片付け	本人・同居家族等
	個別スペースの清掃	本人・同居家族等
	共用スペースの清掃	本人・同居家族等
	ゴミの分別	本人・同居家族等
	ゴミ出し	本人・同居家族等
洗 濯	洗濯	本人・同居家族等
	洗濯物の乾燥	本人・同居家族等
	洗濯物の取入れ	本人・同居家族等
	洗濯物の収納	本人・同居家族等
	洗濯物のアイロンがけ	本人・同居家族等
ベッドメイク	ベッドのシーツ交換	本人・同居家族等
	布団カバーや枕カバーの交換	本人・同居家族等
衣類の整理・被服の補修	衣類の整理 (夏・冬服等の入れ替え等含む)	本人・同居家族等
	被服の補修 (ボタン付け・破れの補修等)	本人・同居家族等
一般的な調理、配下膳	食事の配膳	本人・同居家族等
	食事の後片付け (下膳から食器洗浄まで)	本人・同居家族等
	電子レンジの利用	本人
	小分けにしたものの判断	本人
	食事の作り置き (小分けにして冷蔵・冷凍)	同居家族等
	簡単な調理 (レトルト食品等)	本人・同居家族等
	一般的な調理	本人・同居家族等

	(専門食や栄養バランスは考慮しない)	
買い物・薬の受け取り	日常品の買い物 (買い溜めも含む)	本人・同居家族等
	インターネットでの注文	本人・同居家族等
	宅配物等の受け取り	本人
	薬の受け取り	本人

※以上の項目のうち、受けたいサービスに該当する項目について、右欄の対象者ができるのかできないのか、どこまでできてどこからできないのか、できない場合はその理由を明記した一覧表を作成する。

問 1 2

問 7 の③の代替サービスとは、例えばどういうものを指しているか。

(答)

最低限ご検討いただきたいものは下記のとおりです。

生活援助サービス	検証すべき代替サービス
掃 除 (ゴミ出し含む)	・坂戸市在宅福祉事業のふれあい収集事業 (ゴミ出しのみ) ・シルバー人材センター家事支援サービス ・社協のふれあいサービス ・地域お助け隊 ・NPO 法人毛呂山サポートセンターの生活支援サービス ・いきいきコープのファミリーサポート ・ダスキンの家事おてつだいサービス
洗 濯	・シルバー人材センターの家事援助 ・社協のふれあいサービス ・地域お助け隊 ・NPO 法人毛呂山サポートセンターの生活支援サービス ・いきいきコープのファミリーサポート ・ダスキンの家事おてつだいサービス
ベッドメイク	・地域お助け隊 ・ダスキンの家事おてつだいサービス
衣類の整理	・地域お助け隊 ・ダスキンの家事おてつだいサービス

被服の補修	・地域お助け隊 ・シルバー人材センターの家事援助 ・社協のふれあいサービス
食 事	・坂戸市在宅福祉事業の配食サービス ・シルバー人材センターの家事援助 ・社協のふれあいサービス ・地域お助け隊 ・NPO 法人毛呂山サポートセンターの生活支援サービス ・いきいきコープのファミリーサポート ・民間の配食サービス ○日清医療食品(株)の食宅便 ○まごころ弁当の高齢者向け配食サービス ○ワタミ(株)のワタミの宅食 ○はなまるキッチン(株)のはなまる弁当
買 い 物	・シルバー人材センターの家事支援サービス ・社協のふれあいサービス ・地域お助け隊 ・NPO 法人毛呂山サポートセンターの買い物支援 ・いきいきコープのファミリーサポート ・ダスキンの家事おてつだいサービス 配達サービス

※上記は一例に過ぎず、これ以外のサービスの検討を妨げるものではありません。

検討結果及び代替サービスでは日常生活が担保されない詳細な理由の提示をお願いする場合がありますので、事前に良くご検討ください。

問 1 3

市に相談し、生活援助中心型サービスの算定が適正であるとの見解が示されれば、その後については継続的に利用が可能か。

(答)

いいえ。生活援助中心型サービスに関する相談に対する本市の見解や回答は継続利用を想定したものではありません。

ご相談に対してお返しした生活援助中心型サービス算定が適正かどうかの判断につきましては、あくまでもご相談いただいた時点での環境・状況・状態に対する判断であり、これに変化があった場合には無効となり、同居家族等がいる

場合における生活援助中心型サービスを継続利用に対する本市の見解をお示しするためには再度の相談が必要です。

問 1 4

介護保険の算定に関する判断は、最終的にケアマネジャーであると解しているが、生活援助中心型サービスを算定するにあたり、市への相談は必須なのか。

(答)

介護保険における各費目や加算等の算定につきましては、ケアマネジャーが関係法令や省令、通知等に基づき、算定するか最終判断を行うこととなっています。そのため、ほとんどの給付に関する相談については、給付適正化事業で指摘が出ないように、ご相談いただいた内容が適切なケアマネジメントに基づいたものかどうかの技術的助言（許可や認可ではありません）をさせていただいております。

生活援助中心型サービスの算定につきましても、基本的には同様ではありますが、平成21年7月24日付厚生労働省老健局振興課の事務連絡「適切な訪問介護サービス等の提供について」に基づき、「適切なケアマネジメントに基づいているか」「保険者の個別具体的な判断により必要と認められるか」の2点につき確認し、保険給付支給の可否について判断させていただいているところです。

以上のように、生活援助中心型サービスを算定するにあたり、市への相談は、法的には必須ではありません。しかし、給付適正化事業（縦覧点検やケアプランチェック等）や実地指導等で給付に対する不適正が指摘されると、保険給付費を遡って返還していただく場合がありますので、これを回避するためにも、ご相談いただいてからのサービス利用が望ましいと考えます。